

令和7年10月8日

部課長各位

大山崎町長 前川 光

令和8年度当初予算編成方針について(通知)

町予算規則第5条の規定に基づき、令和8年度当初予算編成方針を別紙のとおり定めたので通知する。

なお、予算要求の詳細については、別途通知する予算編成要領に基づくこととする。

令和 8 年度当初予算編成方針

1 国の動向

国は「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、現下の経済状況については「緩やかに回復している」が、物価上昇や国際的リスクにより「個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには注意が必要」であり、「生産年齢人口が今後 20 年で 1,500 万人弱、2 割以上減少」することから、人口減少下においても「経済再生と財政健全化の両立」が必要であるとしている。

こうした状況の中で、「物価上昇を上回る賃上げ」を起点に所得や生産性の向上を図り、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への転換を目指すとともに、日本銀行との連携の下で「機動的なマクロ経済政策」を実施し、「持続可能な財政構造の確立」も進めていくとしている。

さらに、人中心の国づくりとして、「公教育の内容や質を充実させるとともに、自己実現を可能とする環境を整備し、国や地域の経済社会を発展」させ、「国民一人一人にとって、Well-being（幸福度）の高い、豊かさ、安心・安全、自由、自分らしさを実感できる活力ある経済社会を構築する」としている。

こうした基本方針を踏まえ、物価上昇や国際的リスクなど、我が国を取り巻く経済情勢の変化と、それに伴う国の政策について、今後の動向に注視する必要がある。

2 令和 6 年度の決算状況と今後の財政見通し

（1）令和 6 年度の決算状況

令和 6 年度一般会計決算については、町税が減収となった一方で、社会保障関連経費が増加したことなどにより、実質単年度収支が平成 28 年度決算以来の赤字となった。

歳出では、義務的経費において、人件費と扶助費が前年度から増加しており、扶助費については、前年度から 19.4%の大幅増となった。また、物件費と補助費についても大幅増となっている。

歳入では、根幹となる町税において、町内大手企業の業績不振に伴い、法人税割が前年度比 76.6%の大幅減となり、固定資産税においても償却資産の減価償却の影響に伴い減少し、町税全体では前年度比 7.6%の減となっているが、普通交付税は、原資となる国税収入の増加による追加交付を受けたことにより、交付額が増加した。

基金については、財政調整基金では、町税の減収や義務的経費の増加など影響により、平成 28 年度決算以来、取崩し額が積立額を上回る決算となった。

各種財政指標の状況としては、現時点で危機的な状況にあるとは言えないが、現在進行形の大型事業等の実施や各種インフラの整備を見据えると、将来負担の増加は避けられない状況といえる。

（2）今後の財政見通し

令和 8 年度以降の財政見通しについて、歳入面では、令和 6 年度決算において、町内大手企業の業績等に大きく左右されやすい構造上の特性が顕著に表れたところであり、見通しを立てにくい状況に置かれている。今後、超高齢・人口減少社会の到来により、町税の増加を見込むことは難しい状況にあるため、自主財源や国・府からの特定財源の確保に、これまで以上に積極的に取り組んでいく必要がある。

歳出面では、高齢化の進行に伴い、医療・介護などの社会保障関係経費の着実な増加が見込まれ、人件費や扶助費の増加が財政を圧迫する要因となることが懸念される。

また、過去に厳しい財政状況の中で先送りされてきた都市基盤整備に、近年、積極的に取り組んでおり、さらには、複合施設の建設や学校をはじめとしたインフラを含む公共施設の老朽化対策も着実に推進していく必要がある。

したがって、令和6年度の決算や財政指標の状況に限ると、本町の財政状況は切迫した状況には至っていないが、今後の財政見通しを鑑みると、数年のうちに財政に大きな負担が生じることが見込まれ、持続可能性が危ぶまれる厳しい状況にあると言わざるを得ない。そうした中で、持続的に諸課題に対応していくためには、今までにも増して事業の優先順位を慎重に見極めつつ、一般財源所要額、とりわけ経常経費のさらなる圧縮が必須であることから、各所管において、改めて既存の事務事業をゼロベースから見直し、思い切った歳出の合理化・効率化に取り組むとともに、あらゆる財源の確保に努めていく必要がある。

3 令和8年度当初予算編成の基本方針

(1) 「新総合計画・前期基本計画」の着実な推進

令和8年度は、「新総合計画・前期基本計画」の初年度となることから、予算編成にあたっては新たに策定する「前期基本計画」に掲げる「施策目標」の達成に向け、各事業を着実に推進する必要がある。

しかしながら、現在、新総合計画は策定中であることから、令和8年度の当初予算編成にあたっては、現行の「総合計画・後期基本計画」の方向性を踏まえ、十分な成果があげられるよう必要な予算を措置することとするが、「新総合計画・前期基本計画」の詳細が固まり次第、予算編成作業の中で、別途必要な調整を行うものとする。

なお、現行の総合計画ではとりわけ「小さな行政の推進」を強調していることに、特に留意すること。

(2) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組み

現行の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間は本年度までとなっており、次期計画については、「新総合計画・前期基本計画」と一体化し、より効果的・効率的な運用を図っていくこととしている。

しかしながら、前述のとおり、「新総合計画・前期基本計画」は策定中であることから、令和8年度の当初予算編成にあたっては、現行の第2期総合戦略の方向性を踏まえ、十分な成果をあげることができるよう必要な予算を措置することとするが、「新総合計画・前期基本計画」の詳細が固まり次第、予算編成作業の中で、別途必要な調整を行うものとする。

なお、第2期総合戦略においても、民間主導による地域の活性化と小さな行政への転換を目的達成の手段として明確に位置付けていることに留意すること。

(3) 令和8年度の重点施策

持続可能な町政の実現に向けては、社会資本や地域の企業・個人の力を最大限に活かした「シェア型」の取り組みを進める。また、市場原理が有効に働く分野では、民間の活用を積極的に進めるとともに、必要な規制緩和の検討にも着手する。

加えて、地域の誰もが日常生活の中で他者と関わり、地域活動やまちづくりに主体的に参加する「住民参加のまちづくり」を推進し、多様な主体と協働・共創する「小さな行政」を促進する。

さらに、行政手続のオンライン化や情報システムの標準化、AI や RPA の導入など、行政のデジタル化を積極的に進め、マイナンバーカードの活用拡大を図ることで、利便性の高い次世代型行政サービスを実現し、「小さな行政」と住民の利便性向上の両立を目指す。

また、高齢者や子ども、障がいのある方を含む誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会の構築に向け、ハード・ソフト両面からの基盤整備を進める。特に、子育てしやすい環境の整備や、住民が日常的に健康を維持・増進できる仕組みづくりに取り組む。

あわせて、多世代が交流できる複合施設の整備を推進し、地域コミュニティの新たな拠点として機能させることで、まち全体のつながりを強化していく。

こうした取り組みを通じて、「自分たちのまちを自分たちで作る」という住民参画の意識を育み、環境にも配慮した持続可能なまちづくりを進めていく。

については、令和8年度重点施策の基本コンセプトを以下の3点とする。

①子育てのまち

町立学校の給食棟の改修に続き、放課後児童クラブの新設、子育て支援医療対象の拡充等、子育て環境の充実を着実に進めているところであるが、さらなる付加価値を追求し、都市部にありながら自然が豊かである本町の環境面での強みも生かして若年層・子育て世代に訴求力の高い施策を重点的、集中的に推進する。

②健康のまち

高齢者一人ひとりに適した多様な社会参加、人や地域との関わり方を可能にする柔軟な地域のあり方を模索し、地域での関わりや活躍の場を創出することで、高齢者の活力向上を図る。こうした人や社会との多様な結びつきを地域全体の well-being（幸福度）として評価し、促進することで地域の活性化を図る。さらに、高齢者のみならず、あらゆる世代が天王山をはじめとする本町の豊かな自然を活用し、生涯にわたり活躍できる健康長寿の実現に向けて、実効性のある施策を展開する。

③環境のまち

令和2年9月に表明した「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、脱炭素に効果的な施策を推進する。なお、その推進については住民や事業者等の多様な主体との共創・協働による「参加」が不可欠であり、その有効な手法の検討も含め、具体的施策を加速させる。

（４）すべての事務事業の見直し

限られた財源を有効に活用するため、既存事業については安易に継続実施することなく、すべての事業を改めてゼロベースから詳細に点検し、社会経済環境の変化等により、所期の目的を達成したもの、必要性の薄れているものや、効果が明らかではないものなどは、整理統合や廃止を含めた再編・再構築を行うとともに、新規の予算要求についてはスクラップアンドビルドを基本とすること。また、継続事業についても、更なる改善につながるよう事業内容や実施手法（実施主体、対象、単価、回数等）の見直しを進めるとともに、徹底したムリ・ムラ・ムダの排除や不用残の検証を行うこと。

（５）予算要求にあたっては、住民の声に耳を傾け、十分留意・検討すること。

- (6) 経常経費については、賃金、物価の上昇を反映したうえで、全体として前年度以下に抑制すること。

4 予算編成にあたっての留意事項

(1) 要求基準の設定

「3 令和8年度当初予算編成の基本方針」で示した各施策・事業の実施に要する財源を確保するため、別に示す「予算編成要領」のとおり要求基準を設定する。同基準を踏まえ予算要求を行うこと。

また、近年、決算における不用額については増加傾向にあり、執行状況の精査等による不用額圧縮の取組として、いわゆる「減額補正」を行っただけでもなお、不用額が生じている。歳入についても同様に、予算計上額以上の収入があった場合には余剰額となり、翌年度へ繰り越すほかない状況である。

限られた財源のもとで多様化する住民ニーズに応じていくためにも、算定に当たっては、決算や予算の執行状況（見込）も踏まえ、既存の施策・事業等を十分精査したうえで、施策の選択と集中・スクラップアンドビルドを進め、重点的に取り組む施策分野を設定するなど、メリハリのある算定を行うこと。

(2) 国・府の動向の的確な把握と対応

国・府における物価高騰や国内外の経済情勢等への対応、デジタル化、グリーン化施策をはじめ、人口減少・地方創生に関する取り組み、国土強靱化、防災・減災対策の推進等の動向、新たな施策・経済対策など、積極的な情報収集に努め、迅速かつ的確な対応を行うこと。

また、国・府における施策の見直し、行財政改革などにより、財源変更があった場合には、一般財源による補てんは原則として行わないため、事業の廃止を念頭に見直しを行うこと。

(3) 歳入の確保

国、府等の補助金や交付税措置のある地方債など、より有利な財源を活用するとともに、常に多角的な検討を行い、住民負担の公平性の観点からの受益者負担の見直しや、協賛金、広告収入、寄附金等、あらゆる財源の確保に最大限取り組むこと。特に、重点事業に挙げている子育て支援、健康づくり、脱炭素等の環境保全に関する経費については、国の令和8年度概算要求においても各省庁において増額要求されているところであり、特定財源の確保に遺漏の無いよう、積極的に情報収集に努めること。

また、債権管理については、公平性の観点からも、督促や滞納処分の実施による収納率の向上など適切な管理による歳入の確保に努めること。

なお、利用料収入を得ている施設については、各所属において歳入と歳出の状況を把握し、他団体との比較等、施設利用の対価として適切な設定となっているか検討することとし、歳入の確保に努めるとともに、施設設置の効果が十分に発揮されるよう留意すること。

5 予算編成要領に基づく編成

細部については、別に示す「予算編成要領」を踏まえ予算編成を行うこと。